

北九州市農業委員会事務局障害者活躍推進計画

令和7年3月改訂
北九州市農業委員会

1 はじめに（作成趣旨等）

（１）策定主体・計画期間

- 計画の策定主体は北九州市農業委員会会長とし、計画期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間）とします。

（２）作成趣旨

- 令和元年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、地方公共団体においては、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。
- これを受け、当委員会においては、令和 2 年 4 月に「北九州市農業委員会事務局障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、取組みを進めてきました。
- 本計画における、障害のある職員の活躍とは、障害のある職員一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、全ての職員がその障害特性や個性に応じて活躍できるよう、市全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。
- この度、当初計画期間が令和 6 年度末で満了することから、今後の法定雇用率の見直し等を踏まえ、本計画を改訂します。

1 はじめに（作成趣旨等）

（３）障害者雇用に関する課題

北九州市農業委員会事務局（以下、「事務局」という。）の職員は、市長事務部局ほか他任命権者からの出向者で占められており、採用は市が一括して行っています。

現在、事務局には障害のある職員が在籍していませんが、職員総数10名と小規模であり、また、執務環境や人事制度は市に準じていることから、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率の達成に関する問題は生じておらず、そのため、これまでも組織的な体制整備は特段行っていません。

今後、障害のある職員の配置もあり得ることから、北九州市の計画も見据えながら、障害のある職員の活躍促進に向けて取り組んでまいります。

(1) 採用に関する目標

- 現時点では、法定雇用率は適用されませんが、障害者雇用の推進に関する理解を促進していきます。
- 具体的方法としては、事務局職員に対し、研修の受講や資料配付等により、本計画ならびに「北九州市障害者活躍推進計画」に対する理解を促していきます。

(2) 定着に関する目標

- 障害のある職員が配属されていないため、定めていません。
- 今後、障害のある職員が配置されたときに、定着状況を把握する予定です。

3 取組内容

(1) 体制の整備

- 障害者雇用推進員として、農業委員会事務局長を選任します。（令和元年9月6日に選任済み）
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じたときには、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさないときには、労働局が実施する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。
- 事務局職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修受講を促します。

(2) 職務の選定・創出

- 障害のある職員が在籍するときは、当該職員の障害特性や希望も踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定・創出を検討します。

(3) その他

- 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者施設への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大に協力します。